

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 食品衛生責任者の養成講習会の認定

【公告】

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び
処分の状況等の公表

○ 随意契約の相手方の決定

○ ”

○ 河川整備計画の変更

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了

【選挙管理委員会】

○ 個人演説会等を開催することができる施
設の指定の取消し

○ ”

○ ”

生活衛生課

循環型社会推進課

災害廃棄物対策室

”

河川課

建築指導課

選挙管理委員会

”

”

目次

担当課（室）

平成31年2月26日 岡山県公報 第12071号

◎岡山県告示第七十七号

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）別表第一の第三の二に規定する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。

平成三十一年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 認定年月日

平成三十一年二月二十日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の主たる事務所の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込の受付日及び受付場所

講習会の当日に会場で受け付ける。

三 講習年月日及び開催場所

講習年月日	開催場所
平成三十一年四月十九日（金）	岡山市
平成三十一年四月二十四日（水）	津山市
平成三十一年五月十五日（水）	岡山市
平成三十一年五月二十三日（木）	倉敷市
平成三十一年六月十九日（水）	岡山市
平成三十一年七月十七日（水）	岡山市

平成31年2月26日 岡山県公報 第12071号

平成三十二年二月二十六日(水)	平成三十二年二月十九日(水)	平成三十二年一月十五日(水)	平成三十二年一月九日(木)	平成三十一年十二月二十日(金)	平成三十一年十二月四日(水)	平成三十一年十一月二十日(水)	平成三十一年十一月十四日(木)	平成三十一年十月十六日(水)	平成三十一年十月三日(木)	平成三十一年九月二十日(金)	平成三十一年九月十一日(水)	平成三十一年八月二十九日(木)	平成三十一年八月二十一日(水)	平成三十一年七月十九日(金)
笠岡市	岡山市	岡山市	倉敷市	岡山市	津山市	岡山市	倉敷市	岡山市	高梁市	岡山市	倉敷市	津山市	岡山市	倉敷市

平成三十二年三月四日(水)	倉敷市
平成三十二年三月十一日(水)	岡山市

四 講習内容及び時間数

1 公衆衛生学 一時間

2 衛生法規 二時間

3 食品衛生学 三時間

五 受講料

八千円

〔七九〕ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条第一項（同法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により届出のあつたポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等について、次のとおり公表する。

平成三十一年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公表する書類

平成二十九年年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書及びその添付書類

二 公表の期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十二年二月二十五日まで

三 公表の場所

各県民局地域政策部環境課（当該県民局の関係分に限る。）

〔八〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十一年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

平成三十年七月豪雨災害による解体廃棄物等の一次仮置場（フラワーフィールド）における運営管理等委託業務

二 契約期間

平成三十年八月二十九日から同年十一月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県環境文化部循環型社会推進課災害廃棄物対策室
岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年八月二十八日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会
岡山市北区津高六二八―六

六 契約金額

一〇〇、八四七、〇九七円以内（うち消費税及び地方消費税の額八、九五一、六三七円以内）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当するため

〔八一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十一年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

平成三十年七月豪雨災害による災害廃棄物等の二次仮置場（水島処分場）における
運営管理等委託業務

二 契約期間

平成三十年八月二十九日から同年十一月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県環境文化部循環型社会推進課災害廃棄物対策室
岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年八月二十八日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会
岡山市北区津高六二八―六

六 契約金額

一二九、七一三、六六九円以内（うち消費税及び地方消費税の額九、六〇八、四二〇円以内）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に
該当するため

〔八二〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により定めていた二級河川笹ヶ瀬川水系河川整備計画を平成三十一年二月一日に変更した。
その関係図書は、岡山県土木部河川課において、一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

河川管理者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇四一七、四〇八一二、四〇八一七、四〇九一三、四〇九一

四、四一〇一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

新見市正田二五（B三〇二）

田井 智

三 許可番号

岡山県指令建指第二七九号

◎岡山県選管告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、岡山市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

平成三十一年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

岡山市総合文化体育館	施設 の 名 称	岡山市南区浦安南町四九三番地二	所 在 地	公益財団法人岡山市公園協会	施設 の 管 理 者	平成三十一年一月四日	指 定 取 消 年 月 日
------------	-------------------	-----------------	-------------	---------------	------------------------	------------	---------------------------------

◎岡山県選管告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

平成三十一年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

施設 の 名 称	倉敷市真備人権ふれあい館	施設 の 管 理 者	指 定 取 消 年 月 日
倉敷市真備健康福祉館まびいきいきプラザ	倉敷市真備町箭田七五三番地六	倉敷市長	平成三十一年一月十一日
	倉敷市真備町川辺二二七一	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	平成三十一年一月十一日

◎岡山県選管告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、津山市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

平成三十一年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

津山市コミュニティセンター	施設 の 名 称
津山市井口二番地の一	所 在 地
津山市長	施設 の 管 理 者
平成三十年十月一日	指 定 取 消 年 月 日